

運航基準

平成18年12月22日制定

平成26年7月8日改正

令和元年12月1日改正

令和5年3月10日改正

野母商船株式会社

目次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、長崎－香焼航路及び福江－青方－博多航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで発航できるものとする。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
長崎港及び香焼港	1.5m/s以上	2.0m以上	500m以下
伊王島港及び高島港	1.5m/s以上	1.5m以上	500m以下
博多港	1.6m/s以上	1.8m以上	500m以下
宇久港	1.5m/s以上	1.3m以上	500m以下
小値賀港	1.5m/s以上	1.3m以上	500m以下
青方港	1.5m/s以上	1.3m以上	500m以下
奈留港	1.5m/s以上	1.3m以上	500m以下
福江港	1.5m/s以上	1.3m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

長崎－香焼航路	風速 1.5m/s以上	波高 3.0m以上
長崎－伊王島－高島航路		
福江－青方－博多航路	風速 2.0m/s以上	波高 4.0m以上

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港 \ 海域及び視程	発航港に近接した海域	視程
長崎・香焼 伊王島・高島	航路の全区間	500m以下
博多・宇久・小値賀・青方 奈留・福江港	航路の全区間	500m以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

	風速	波浪	動揺
長崎－香焼	10m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高2m以上	横揺れ片舷10度以上
長崎－伊王島－高島	10m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高2m以上	横揺れ片舷6度以上
福江－青方－博多	15m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高3m以上	横揺れ片舷15度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のみに達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

長崎－香焼	風速15m/s以上	波高3m以上
長崎－伊王島－高島		
福江－青方－博多	風速20m/s以上	波高4m以上

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

長崎－香焼	視程港内600m以下、港外1000m以下
長崎－伊王島－高島	視程港内500m以下、港外600m以下
福江－青方－博多	視程港内500m以下、港外1000m以下

5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

長崎－香焼	航路全区間500m以下
長崎－伊王島－高島	
福江－青方－博多	航路全区間500m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件のみに達していると認めるときは、入港を中止し適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで入港できるものとする。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
長崎港及び香焼港	15m/s以上	2.0m以上	400m以下
伊王島港及び高島港	15m/s以上	2.0m以上	500m以下
博多港	17m/s以上	1.7m以上	500m以下
宇久港	17m/s以上	1.7m以上	500m以下
小値賀港	17m/s以上	1.7m以上	500m以下
青方港	17m/s以上	1.7m以上	500m以下
奈留港	17m/s以上	1.7m以上	500m以下
福江港	17m/s以上	1.7m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を検査簿、点検簿、航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) 鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域
- (9) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用基準経路	周年

3 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

- 4 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

(1) 長崎－香焼航路

速力区分		速力	毎分機関回転数
港内	最微速	10.0kt	720RPM
	微速	16.4kt	1,159RPM
	半速	22.8kt	1,460RPM
	全速	26.0kt	1,616RPM
最高速力		32.0kt	

(2) 長崎～伊王島～高島航路

速力区分		船名	俊寛		鷹巣	
			速力	毎分機関回転数	速力	毎分機関回転数
港内	最微速		6.9kt	570RPM	7.2kt	600RPM
	微速		15.6kt	1,323RPM	16.7kt	1,323RPM
	半速		21.6kt	1,666RPM	22.8kt	1,666RPM
	全速		28.0kt	2,010RPM	28.0kt	2,000RPM
港外	微速		15.6kt	1,323RPM	16.7kt	1,323RPM
	半速		21.6kt	1,666RPM	22.8kt	1,666RPM
	全速		28.0kt	2,010RPM	28.0kt	2,000RPM
最高速力			29.2kt	2,100RPM	30.1kt	2,100RPM

(3) 福江－青方－博多航路

速力区分		速力	毎分機関／プロペラ回転数
港内	最微速	4.0kt	647／188RPM
	微速	6.0kt	647／188RPM
	半速	8.0kt	647／188RPM
	全速	10.0kt	647／188RPM
航海速力		19.0kt	710／206RPM

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(1) 若松瀬戸全域

(2) 長崎港内全域、大中瀬戸の海域

(特定航法)

第10条 削除

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、必要に応じ当該地点を管理する本社又は営業所の(副)運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 長崎～伊王島～高島航路

① 通過地点：大中瀬戸

② 連絡事項

A 通過地点名

B 通過時刻

C 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

D その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

(2) 福江～青方～博多航路

① 通過地点：青方

② 連絡事項

A 通過地点名

B 通過時刻

C 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

D その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 (副) 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と(副)運航管理者の連絡は、次の方法による。

(1) 長崎～伊王島～高島航路

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本社	携帯電話
(2)	緊急の場合	本社	携帯電話

(2) 福江～青方～博多航路

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する(本社又は)営業所	船舶電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	船舶電話

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備え付けておくものとする。

(1) 長崎港

(2) 香焼港

(3) 博多港

(4) 郷の首前海域(若松瀬戸内)

(5) 伊万里湾

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

- 3 (副) 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 前項の連絡が(副)運航管理者になされた場合は、当該(副)運航管理者は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、入港時刻に変更を生じる場合は、(副)運航管理者に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) その他(副)運航管理者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の指定
- (2) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (3) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
- (4) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
- (5) 曳船の準備状況その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第15条 船長は、入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)200m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

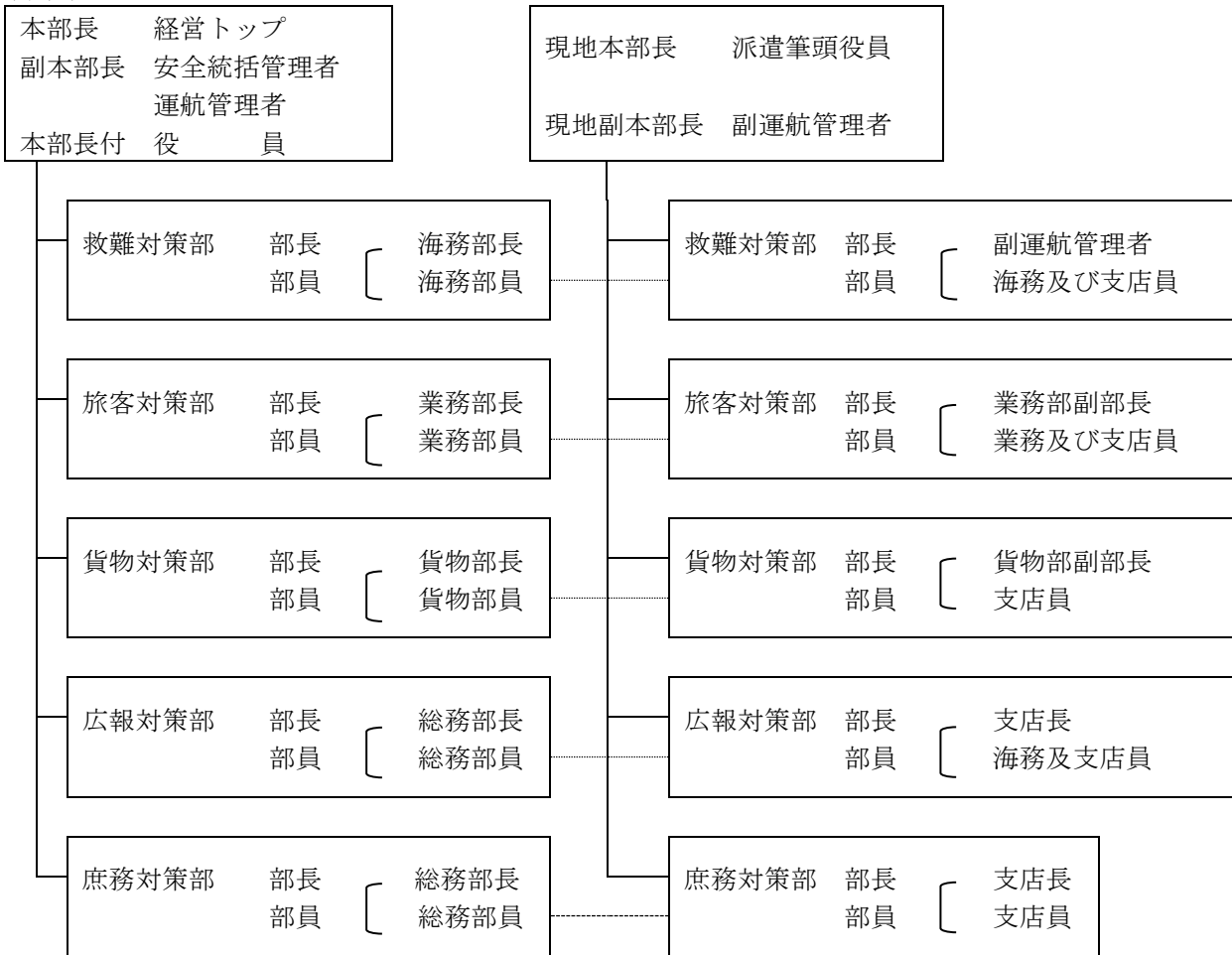
(記録)

第16条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に記録するものとする。

(組織及び編成)

第12条 非常対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

(本社)



(職務分掌)

第13条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1 本社本部員の職務

本部長	本部長は、事故処理の基本方針を定め事故 処理業務全般を統轄し、本部員を指揮、監督する。
副本部長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針の策定に参画するとともに事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
対策部（室）員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

2 現地本部員の職務

現地本部長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統轄し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
現地副本部長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現地各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について現地本部長に報告する。
現地対策部員	前項「対策部員」の職務に同じ。

3 各対策部の所掌

救難対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関する事。 ② 救難計画の立案及び実施に関する事。 ③ 船長への連絡及び指示に関する事。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関する事。 ⑤ その他救難に必要な事項に関する事。
旅客対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 旅客名簿の作成に関する事。 ② 被災者の身元の確認及び被災者の名簿の作成に関する事。 ③ 被災者の近親者への事故の発生通知に関する事。 ④ 死傷者に対する応急措置及び救護に関する事。 ⑤ 被災者及び被災者の近親者の世話に関する事。 ⑥ 欠航便の旅客処理に関する事。 ⑦ 運賃の払い戻しに関する事。 ⑧ 旅客に係る補償に関する事。 ⑨ その他旅客対策に関する事。
貨物対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 車両、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関する事。 ② 車両、貨物、手小荷物及び郵便物の損傷及び紛失の状況の把握に関する事。 ③ 車両、貨物、手小荷物及び郵便物の引き渡しに関する事。 ④ 車両、貨物、手小荷物等に係る補償に関する事。 ⑤ その他貨物対策に関する事。
広報対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関する事。 ② 被災者の近親者等への事故情報の提供に関する事。 ③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関する事。 ④ その他事故に係る広報に関する事。
庶務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関する事。 ② 見舞い及び弔意に関する事。 ③ 本部の経理に関する事。 ④ 本部要員の健康管理に関する事。 ⑤ その他庶務に関する事。